

# 運賃先払いカード取扱規則

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 カードの取扱い（第4条～第16条）
- 第3章 補則（第17条～第19条）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規則は、大阪シティバス株式会社運送約款（以下「当社運送約款」という。）及び乗合自動車運送約款取扱規則に基づき、大阪シティバス株式会社（以下「当社」という。）が経営する乗合自動車の路線（ただし、乗合自動車運送約款取扱規則別表に定める路線を除く。以下「当社線」という。）で使用することができる運賃先払いカード（以下「カード」という。）の種類、運賃、取扱い及びその発売等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### （適用範囲）

第2条 カードによる当社線にかかる旅客運送については、この規則の定めるところによる。ただし、乗合自動車運送約款取扱規則の別表に定める路線は除く。

- 2 身体障がい者等に対する割引運賃のために使用することができるカードの取扱いについては、この規則によるほか、身体障がい者等運賃割引規則（以下「身障者等割引規則」という。）及び地方公共団体発行割引証等取扱規則（以下「地方公共団体割引規則」という。）の定めるところによる。

#### （定義）

第3条 カードとは、当社線の運賃を支払うために使用することができる当社発行の証票をいう。

### 第2章 カードの取扱い

#### （契約の成立時期及び適用規定）

第4条 カードによる旅客運送の契約は、乗車のとき又はカードにより乗車券の交付を受けたときに成立する。

- 2 前項の規定により契約の成立したとき以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、当社運送約款及び乗合自動車運送約款取扱規則の定めるところによる。

#### （種類、利用可能額及び発売額）

第5条 カードの種類、利用可能額及び発売額は次のとおりとする。ただし、発売するカードは第2号のものに限る。

#### (1) 回数カード

##### ア 大人用

種類	利用可能額	発売額
----	-------	-----

3,300円券	3,300円	3,000円
---------	--------	--------

イ 小児用

種類	利用可能額	発売額
1,650円券	1,650円	1,500円

(2) 特別割引回数カード

ア 大人用

種類	利用可能額	発売額
1,650円券	1,650円	1,500円

イ 小児用

種類	利用可能額	発売額
1,100円券	1,100円	1,000円

2 前項に定めるもののほか、必要により他の種類のカードを発売することがある。

(カードの使用範囲)

第6条 カードの使用範囲は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当社線

(2) 大阪市高速電気軌道株式会社（以下「Osaka Metro」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「地下鉄線」という。）

(発売場所)

第7条 カードは、各営業所において発売する。ただし、当社が必要と認めるときは、他の場所で発売することがある。

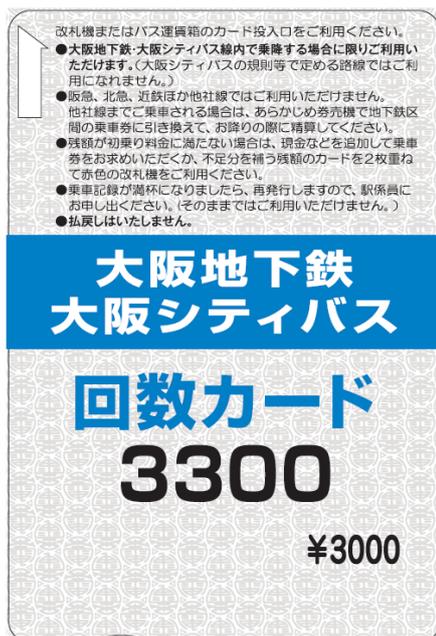
(様式)

第8条 カードの様式は、次のとおりとする。

(1) 回数カード

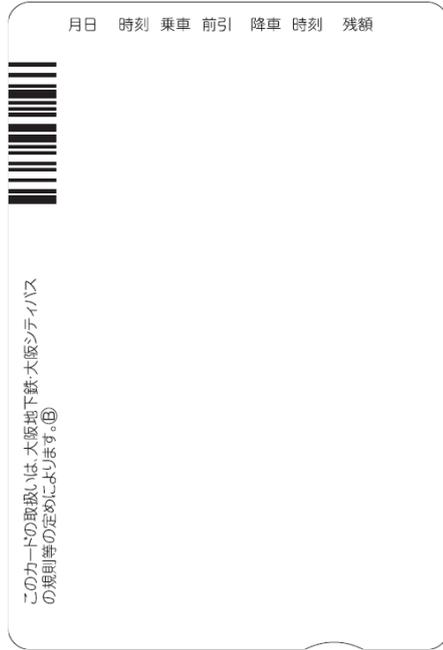
縦 8.5cm 横 5.75cm

表



- 備考 1 小児用は、券面に「小」と表示する。  
2 図柄部分については、その都度定める。

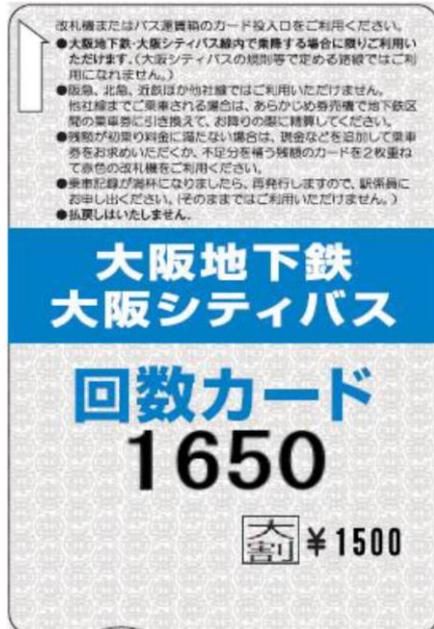
裏



(2) 特別割引回数カード

縦 8.5cm 横 5.75cm

表



- 備考 1 小児用は、券面に「小割」と表示する。  
2 図柄部分については、その都度定める。

## 裏



### (使用方法)

第9条 カードを所持する旅客は、次に定めるところによりカードを使用することができる。

#### (1) 当社線におけるカードの使用

- ア カードは、旅客が運賃箱のカード投入口に投入して使用することができる。
- イ 上記アの場合、乗車した順序に基づき、カードの残額から当該乗車区間にかかる運賃（乗合自動車運送約款取扱規則第38条第1号、第5号ア及び第39条第1項に定める運賃をいう。）を減額する。
- ウ カードの残額が当該乗車区間にかかる運賃に満たない場合は、カードの残額を減額し、その不足額を現金又は他のカードにより充当して支払うことができる。
- エ 他の乗車券において運賃が不足するとき、カードにより充当して支払うことができる場合がある。

#### (2) 当社線と地下鉄線とを連絡して乗車する場合におけるカードの使用

- ア カードは、当社線と地下鉄線とを連絡して乗車する場合に、有効な大阪市高速電気軌道株式会社との連絡運輸規則（以下「バス地下連絡規則」という。）第7条第1号に定める普通券（以下「バス地下連絡普通券」という。）として使用することができる。
- イ 上記アの場合、乗車した順序に基づき、カードの残額から当該乗車区間にかかる運賃（バス地下連絡規則第12条第1号に定める運賃をいう。）を減額する。
- ウ カードの残額が当該乗車区間にかかる運賃に満たない場合は、カードの残額を減額し、その不足額を現金又は他のカードにより充当して支払い又は精算することができる。
- エ 上記ウにかかわらず、最初に乗車した当社線又は地下鉄線の乗車区間にかかる運賃（当社線については乗合自動車運送約款取扱規則第38条第1号、第5号ア及

び第39条第1項に定める運賃、地下鉄線についてはOsaka Metroが定める運賃をいう。)を減額するにあたり、カードの残額がその運賃に満たない場合に、カードの残額を減額し、その不足額を現金により充当して支払い又は精算するときは、バス地下連絡普通券として使用できない。

- 2 旅客が前項の規定によりカードを使用するときは、大人用カード1枚をもって大人1人が、小児用カード1枚をもって小児1人が、特別割引カード1枚をもって特別割引の適用を受ける者1名が使用するものとする。ただし、旅客が乗合自動車において、あらかじめ係員に申し出た場合には、運送約款取扱規則第39条第1項及びバス地下連絡規則第12条第1号に定める運賃を減額するために使用する場合を除き、1枚のカードをもって複数人が使用することができる。

(効力)

第10条 カードの効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) カードの有効期限は、無期限とする。
- (2) カードの利用額は、カードに記載された利用可能額（使用中にあっては残額）までとする。

- 2 第9条の規定によりカードを使用する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該区間片道1回の乗車に限り有効とする。
- (2) 乗車後は、当日に限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

(使用の制限)

第11条 カードは、次の各号の1に該当する場合は、これを使用することができない。

- (1) 残額がない場合。ただし、特に認める場合はこの限りでない。
- (2) 違反又は不正に取得されたものであるとき。
- (3) カードの破損、運賃箱の故障等によりカードの磁気情報の読み取りが不能となったとき。
- (4) 前回利用時の乗車区間の運賃相当額が減額されていないとき。
- (5) その他、カードが使用条件に基づいて使用されないとき。

(無効)

第12条 カードは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 使用資格を限定したカードをその資格を有しない旅客が使用した場合。ただし、特に認める場合はこの限りでない。
- (2) その他、カードを不正乗車的手段として使用した場合

- 2 前項の規定は、偽造、変造及び不正に作成されたカードを使用した場合又は使用しようとした場合に準用する。

(不正使用等の旅客に対する増運賃の収受)

第13条 前条の規定によりカードを無効として回収した場合は、当社運送約款第28条の規定を準用する。

(再発行)

第14条 旅客は、カードの紛失等による再発行の請求をすることはできない。

2 破損等によりカードが使用不能となった場合で、旅客にその責任がないと認められるときは、別に定めるところにより、当該カードの残額と同額のカードを再発行することがある。

(種類の変更及び払戻し)

第15条 カードは、使用開始前又は使用開始後のいずれであっても、その種類の変更及び払戻しは行わない。

(運行不能となった場合の取扱い)

第16条 乗合自動車が行き止まりとなった場合は、当社運送約款第5条及び第40条を準用する。

### 第3章 補則

(Osaka Metroで発行する回数カード)

第17条 Osaka Metroで発行する回数カードによる当社線の利用については、第9条から第16条まで、並びに第18条及び第19条の規定を準用する。

(準用)

第18条 この規則に定めのない事項については、当社運送約款及び乗合自動車運送約款取扱規則の規定を準用する。

(臨時運行にかかる取扱い)

第19条 臨時に運行する乗合自動車において、その取扱いが、この規則の規定により難しいときは、別に定めることがある。

#### 附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正規則は、2021年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正規則は、2024年3月23日から施行する。